KASANOHUTY-

この加算表は、計画相談を始めたばかりで加算の仕組みがわからない、ハンドブックは読んだけど、加算が活用できていないかも・・・という方に向けて、作成しました。

報酬の算定構造は H30.4 からの改正で、基本報酬が下がる一方、手厚い支援体制や個別の支援をしっかり 行っているところが加算によって報酬を得られる仕組みに変わりました。この支援実はやっている・・・? など、相談支援部会のワーキンググループ 1 で話題になった箇所を取り上げました。

1. 加算の名前を確認しよう

🕠 体制を整えることで取得できるもの

- 特定事業所加算 I ~ IV
- · 行動障害支援体制加算
- · 要医療児者支援体制加算
- 精神障害者支援体制加算
- · 地域生活支援拠点等相談強化加算
- · 地域体制強化共同支援加算



🦲 個別の支援で取れるもの

本計画

- A. サービス利用支援費(1,458 単位)、障害児支援利用援助費(1,620 単位)に併せて取得できるもの
 - 初回加算
 - · 退院·退所加算
 - 医療·保育·教育等連携加算

モニタリング

- B. 継続サービス利用支援費(1,207 単位)、継続障害児支援利用援助費(1,318 単位)に併せて取得できる もの
 - ・サービス担当者会議実施加算
- C. 上記 A·B (基本算定) がなくても単独で取得できるもの
 - ·入院時情報連携加算
 - ・サービス提供時モニタリング加算
 - ·居宅介護支援事業所等連携加算
- D. その他
 - •特別地域加算
 - ·利用者負担上限額管理加算

2. 加算の内容について詳しく知ろう!

1/

<体制編>

1 特定事業所加算 事厚い体制に応じて

専門性の高い人材による、質の高いマネジメントを実施(困難ケースの積極的な対応など)している事業所を評価。 地域全体のマネジメントの質の向上が目的です。

(Ⅰ) 500単位/月、(Ⅱ) 400単位/月、(Ⅲ) 300単位、(Ⅳ) 150単位

配置	算定要件	I II IV	
計画相談支援の 常勤の相談支援 専門員を	4 名以上(内1名以上が主任相談支援専門員)	0	概ね週1回
	4 名以上(内1名以上が現任研修修了者)	0	以上。議事
	3名以上(内1名以上が現任研修修了者)		録も忘れずに
	2 名以上(内1名以上が現任研修修了者)	0	
利用者の情報又はサービス提供にあたっての伝達等を目的と			
した会議を定期的	りに開催	O	24 時間体制は
24 時間連絡体制	十利用者等の相談に対応する体制を確保	0	事業所から携帯
新規採用全ての相談支援専門員に、主任相談支援専門員の同			電話へ転送・緊
行による研修を実	尾施	O	急連絡先を公表
困難事例を紹介された場合も、計画相談支援を提供		0	などの場合も OK
事例検討会等に参加		0	
者と児の計画にこ	ついて、1 月当たりの取扱件数が 4O 件未満	0	障害者協会
※主任相談支援専門員	員・・・所定の研修を修了していること		等が主催
A de la	現任 定期的な 同行 研修 学勤かつ 専任 多加	O _K 困難ケース 1 人 40 件未満	

② 研修に関する加算

事業所内に掲示・ホームページなど

市への届け出を忘れずに!

研修日を

チェック!

研修を修了+その旨を公表する(受け入れ体制を整える)と ➡ 基本算定の支援をした人全員に+35 単位/月 ※事業所内で研修を修了した常勤の相談支援専門員1名以上を配置

分割障害支援体制加算(35 単位)

強度行動障害支援者要請研修(実践研修)等

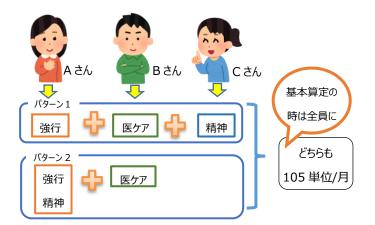
p. 2

🥠 要医療児者支援体制加算(35 単位)

医療的ケア児等コーディネーター養成研修 等

精神障害者支援体制加算(35 単位)

地域生活支援事業による精神障害者支援の 障害特性と支援技法を学ぶ研修 等



③ 地域生活支援拠点に関わる加算 まず準備をしましょう! チェック

□運営規程に、地域生活支援拠点を担う事業所であることを明記

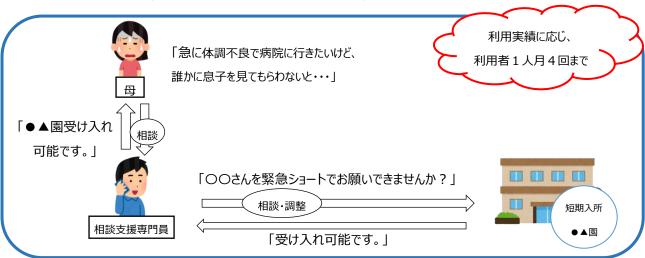
□体制届の地域生活支援拠点に関連する項目を「該当」

障害者支援推進課へ 揃えて提出しましょう

地域生活支援拠点等相談強化加算(700 単位)

緊急で短期入所の利用調整業務を行った場合に取得

★法人内の事業所や今まで連携のなかった新規の事業所との連携もできます。



地域体制強化共同支援加算(2,000 単位)

まいむ・まいむと連携しましょう!

所定の様式で

1/

困難事例を相談支援専門員が協議会(各区事務局会議、連絡調整会議)等に報告した場合

・利用者に対して様々な機関が連携を図って支援しているけれど・・

それで も困難

・ケース会議などで課題解決の検討を何度も重ねているけれど・・・

※3者以上と共同して対応することが必要です。

報告をする時は、事前に各区事務局に相談しましょう。

※報告様式は、静岡市障害者相談支援地域連携マニュアルにあります。

算定前に

協議会等で報告後、報告書の写しを障害者支援推進課へ提出することが必要です。

事例を積み上げ、 地域課題を明らかに します。事例検討が 目的ではありません。

<個別編>

A. サービス利用支援費(1,458 単位)、障害児支援利用援助費(1,620 単位)に併せて取得できるもの

一 初回加算(者:300 単位 ・ 児:500 単位)

- 0
 - ・ サービスを初めて利用する場合
 - ・ 以前サービスを利用していたが、6ヶ月以上利用せず、(受給者証がない状態)、サービス利用を再開する場合
 - ・ 障害児→障害者へ移行した場合(同じ事業所でも可)
 - ・ セルフプラン→計画相談を利用した場合
- *

*計画相談事業所を変更した場合

🕠 退院·退所加算(200 単位)

入院や施設入所をしていた方が、医療機関などの多職種からの情報収集や退院カンファレンスへの参加を行った上で、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成した場合

- |· 入院 → 退院 → 在宅生活
 - ・ 障害児入所施設 → 退所→ 在宅生活(グループホーム)

※入院期間の定めはありません

- ×
 - グループホーム → 在宅生活
 - ・障害児入所施設 → 障害者入所施設

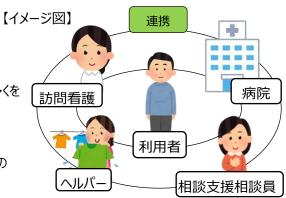
グループホームは地域生活 なので、在宅生活です。 初回加算と 退院・退所加算は 一緒に取れません

■ 医療・保育・教育等連携加算(100 単位)

サービスを利用する際に、障害福祉サービス以外の医療・保育・教育機関などの職員と面談を行い、必要な情報提供を受け協議を行った上で、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成した場合

例えば・・・

- 福祉サービスと医療が連携して総合的に利用者を 支えるサービス等利用計画を作成した
- 2. 放課後等デイサービスと学校等が連携して、障害児が多くを 学び成長するための障害児支援利用計画を作成した
- 3. 福祉と企業が連携して就労と生活の安定を目指すためのサービス等利用計画を作成した など



B. 継続サービス利用支援費(1,207 単位)、継続障害児支援利用援助費(1,318 単位)に併せて取得できるもの

モニタリング月のみ OK

サービス担当者会議実施加算(100 単位) 通常のモニタリングに加え、担当者会議を実施 会議を実施した際、市へ記録の提出の必要は ありませんが、標準様式などで記録を残しましょう。本人 のサインや確認印はなくても大丈夫です。

C. A·B (基本報酬) がなくても単独で取得できるもの

医療機関を訪問

訪問以外の方法で(郵便・FAX など)

→ 入院時情報連携加算(I 200 単位 · II 100 単位)

標準様式を参考に!

入院時に医療機関が求める利用者の情報を、医療機関に 書面で提供した場合 利用者 1 名につき 月 1 回

😡 サービス提供時モニタリング加算 (100 単位 / 月)

記録も忘れずに!

1ヶ所の場合も OK!

9

モニタリングの実施時またはそれ以外で、障害福祉サービス事業所等を訪問し、サービスの提供状況について詳細に把握した上で、確認結果の記録を作成した場合

相談支援専門員一人当たり月 39 人を限度

例えば・・・

本書、モニタリングの件数に関わらず、

月 39 件まで

① 就労や生活介護などの事業所の訪問時、担当している利用者の複数対応

② 相談支援事業所と併設している事 業所(同一敷地内)での対応

■ 居宅介護支援事業所等連携加算(100 単位 / 月)

引継ぎしたことありませんか?

障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行する際に、利用者の基本情報やサービスの利用状況等をケアマネに情報提供し、居宅介護サービス計画等(ケアプラン)の作成に協力した場合

<障害福祉サービス → 介護保険>

- 65歳の誕生日
- 40歳~64歳で介護保険第2号の該当疾病

D.その他

🧼 特別地域加算 (所定の単位の 15%を加算)

葵区一部の地域のみ

中山間地域等に居住している利用者に対してサービス提供が行われた場合 ※対象者は、受給者証の「計画相談支援給付費の支給内容」の予備欄に記載されています。



利用者負担上限額管理加算(150 単位)

事業所が利用者負担合計額の管理を行った場合に算定 ※計画相談の利用者は、毎月モニタリングの方が対象 上限管理を行う事業所は、 利用しているサービスによって 優先順位があります

◆こんな場合は・・・

- Q. 加算を取り忘れてしまった
- A. 過去5年間、遡ることができます。 過誤由立て(障害者支援推進課)

過誤と請求は原則同月にできないことに注意!

- 過誤申立て(障害者支援推進課) ⇒ 取り下げ ⇒ 新たに請求
- O. 体制届はいつ、どこに提出するの?
- A. 新たな加算を算定、単位数が上がる時の体制届は毎月 15 日までに障害者支援推進課自立支援係に届けましょう。 適用は、翌月からになります。 16 日以降は翌々月からの開始になるので、注意しましょう。

例:4月1日 から4月15日に提出 ⇒ 5月1日から変更

4月16日から4月30日に提出 ⇒ 6月1日から変更

但し 加算等が算定されなくなる場合の届出は速やかに行い、その効力は 加算等が算定されなくなった事実が発生した日からです。

届出等に際しては、 報酬告示・留意事項 通知も必ず確認!

個別のケースによって加算を算定できるかできないかわからない時は、

障害者支援推進課 自立支援係(221-1098) へ必ず確認しましょう。

参考文献

大切

記録の標準様式はこの中にのってます

『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編 2018 年度版 - 報酬告示と留意事項通知』2018 中央法規

2019 年 6 月時点 ※加算については、今後改定される場合があります。 静岡市 障害者支援推進課 ・ 静岡市自立支援協議会相談支援部会